

特別障害者手当および障害児福祉手当のお知らせ

日常生活に常時特別の介護を必要とする障がい者（児）で、支給要件を満たす方に特別障害者手当、障害児福祉手当が支給されます。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象者	在宅で重度の障がいにより、常時特別の介護を必要とする、満20歳以上の方	①身体障害者手帳1級程度の方 ②療育手帳④程度の方 ③または同程度の精神障がいの方
支給額（月額）	27,200円	14,790円
支給方法	年4回（2・5・8・11月）に、受給者名義の口座に振り込まれます。	
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設などに入所している場合 病院等に3カ月を超えて入院している場合 前年の所得が一定額以上の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいを支給事由とする年金を受給できる場合 福祉施設などに入所している場合 前年の所得が一定額以上の場合
手続き時必要な持ち物	【共通】 ・障がい者手帳・印鑑・住民票（世帯全員）・戸籍謄本 ・診断書・申請者名義の預金通帳・個人番号が確認できるもの 【特別障害者手当のみ】 ・公的年金を受給している方は年金番号が確認できる書類（年金証書など）	

問い合わせ先 役場福祉課 社会福祉係 ☎68-2211（内線343）

町民税非課税世帯 介護保険料の負担軽減のお知らせ

令和元年度（平成31年度）の第1号被保険者（65歳以上の方）の利根町介護保険料は、今年10月の消費税率10%への引き上げに合わせた町民税非課税世帯の方の負担軽減強化により、**第1段階から第3段階**が平成30年度と比べ、次のとおり変更となります。



負担軽減後の介護保険料について

区分	対象者	平成30～令和2年度 標準年額保険料 (保険料率)	平成30年度 軽減後年額保険料 (保険料率)	令和元年度 軽減後年額保険料 (保険料率)
第1段階	生活保護を受給されている方 老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の方 町民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	27,900円 (基準額×0.50)	25,100円 (基準額×0.45)	20,900円 (基準額×0.375)
第2段階	町民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	41,800円 (基準額×0.75)	41,800円 (基準額×0.75)	34,800円 (基準額×0.625)
第3段階	町民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	41,800円 (基準額×0.75)	41,800円 (基準額×0.75)	40,400円 (基準額×0.725)

※基準額 年額55,800円 ※100円未満切り捨て

令和元年度介護保険料 決定（納入）通知書の発送について

令和元年8月上旬に、65歳以上の方へ保険料決定納入通知書（介護保険料額決定通知書）を発送いたします。お手元に届きましたら開封していただき、内容をご確認ください。

なお、第1段階から第3段階に該当する方は、軽減後の年額保険料が反映されております。

納付書の元号表記について

今年度の納付書は「平成31年度」との記載になっておりますが、新元号の施行に伴い「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えをお願いいたします。

なお、平成表記の納付書であっても有効とされておりますので、納付書が入っている方につきましてはご理解いただけますようお願い致します。

問い合わせ先 役場福祉課 高齢介護係 ☎68-2211（内線344）

国民年金
あれこれ
老齢基礎年金の
請求について

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方の老後の保障として、65歳になったときから給付されます。

老齢基礎年金を受けるための3つの確認

その① 保険料を納めた期間が10年以上必要です。
老齢基礎年金は、保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が、10年以上ある場合に終身にわたって受け取ることができます。

その② 保険料を納める月数で年金額が変わります。
60歳になるまでに保険料を納める期間が10年を満たしていない場合や、満額の受け取りに必要な期間（40年）が足りない場合、**65歳までの方なら任意加入することができます。**

その③ お手続きは、原則65歳からです。
ご希望の方は、年金の受け取る年齢に応じた「繰上げ受給」や「繰下げ受給」ができます。

繰上げ受給：60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることができます。ただし、年金額が減額されます。

繰下げ受給：66歳から70歳になるまでの間に繰り下げて受け取ることができます。年金額は増額されます。

※いずれの受給も一度決めた減額率や増額率は変更できません。

老齢基礎年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。

①「老齢年金のお知らせ」や「年金請求書」等が日本年金機構または共済組合などからご自宅に届きます。原則として、65歳の誕生月の約3カ月前に、日本年金機構または共済組合などから「老齢年金のお知らせ」や「年金請求書」が届きます。

※繰上げ請求を希望される方や、年金請求書を紛失された方は、土浦年金事務所または、役場保険年金課で年金請求書をお受け取りください。

②「年金請求書」を提出します。
必要事項を記入し、受給開始年齢の誕生日の前日以降に提出してください。

年金請求書には、戸籍抄本や住民票等の添付書類が必要です。添付書類は配偶者の有無や年金加入状況などにより変わりますので、年金請求書に同封されているパンフレットや、土浦年金事務所・ねんきんダイヤルなどでご確認ください。

老齢基礎年金の年金額
(令和元年度の額)

年額 **780,100円** (月額65,008円)

※20歳～60歳の40年間の保険料をすべて納めた場合（満額）

年金事務所の予約申し込みについて

年金事務所へ直接お伺いしてのご相談や請求書のご提出は、日程の**事前予約が必要になります。**

それに伴い相談窓口の混雑が予想されますので、年金事務所への予約申し込みは、下記の「予約受付専用電話」に申し込みのうえ、予約した指定日にお越しください。

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

年金請求書の提出・問い合わせ先

- 土浦年金事務所 お客様相談室（土浦市下高津2-7-29）
☎029-825-1170
自動音声に従って【1】→【2】をダイヤルしてください。
- 役場保険年金課 国民年金係
(年金加入期間が国民年金【第1号被保険者】のみの方)
☎68-2211（内線236）

事業者の皆さまへ 10月1日、消費税の軽減税率制度がスタート！ 仕入税額控除の方式が変わります！

消費税・地方消費税の税率10パーセントへの引き上げと同時に、飲食料品（酒類・外食を除く）と新聞（定期購読契約・週2回以上発行）にかかわる税率を8パーセントとする「軽減税率制度」が実施されます。

新しい仕入税額控除の方式に対応するためには、帳簿・請求書・レシートなどの記載を複数税率に対応させる必要があります。中小企業・小規模事業者の方には、レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修について補助金を設けるなどの支援を行っています。ぜひご利用ください。

制度についての詳細は、「軽減税率 国税庁」、補助金についての詳細は、「軽減税率対策補助金」で検索してください。

問い合わせ先 制度について…消費税軽減税率電話相談センター ☎0120-205-553
ナビダイヤル（通話料がかかります） ☎0570-030-456
補助金について…軽減税率対策補助金事務局 ☎0120-398-111

受付時間（平日）
午前9時～午後5時